

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第41号**

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後			改正前		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種 別	区 分	金 額	種 別	区 分	金 額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許 試験手数料	(1) 大型自動車免許又は 中型自動車免許に係る試 験		12 運転免許 試験手数料	(1) 特定第一種運転免許 (普通自動車免許、小型 特殊自動車免許及び原動 機付自転車免許以外の第 一種運転免許をいう。以 下この表において同じ。) 又は第二種運転免許（大 型自動車第二種免許及び 普通自動車第二種免許を 除く。）に係る試験	
	ア 道路交通法（以下こ の表において「法」と いう。）第97条の2第 1項第1号又は第2号 に該当して同項の規定 の適用を受ける場合	1件につき1,850円	ア 道路交通法（以下こ の表において「法」と いう。）第97条の2第 1項の規定の適用を受 ける場合		1件につき2,050円
	イ 法第97条の2第1項 第3号に該当して同項 の規定の適用を受ける 場合	1件につき2,000円			
	ウ 法第97条の2第1項		イ 法第97条の2第1項		

<p>の規定の適用を受けない場合</p>	<p>1件につき<u>8,650円</u></p>	<p>の規定の適用を受けない場合</p>	<p>1件につき<u>4,400円</u></p>
<p>(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>1件につき<u>4,950円</u></p>	<p>(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>1件につき<u>3,300円</u></p>
<p>(2) 略</p>	<p>略</p>	<p>(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>(3) <u>特定第一種運転免許</u>（<u>大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。</u>）又は<u>大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</u></p>	<p>1件につき<u>2,000円</u></p>		
<p><u>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>			
<p><u>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>	<p>1件につき<u>4,600円</u></p>		
<p>(ア) <u>技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u></p>	<p>1件につき<u>2,950円</u></p>		
<p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>			

(4) 略	略
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>7,700円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,500円</u>
(6) 仮運転免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,750円</u>
(イ) (ア)に掲げる場	1件につき <u>3,100円</u>

(3) 略	略
(4) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,100円</u>
イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>6,650円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,450円</u>
(5) 仮運転免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,050円</u>
イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,400円</u>
(イ) (ア)に掲げる場	1件につき <u>3,300円</u>

	合以外の場合	
13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>1件につき7,650円</p> <p>1件につき3,950円</p> <p>略</p>
14 再試験手数料	<p>(1) 略</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>略</p> <p>1件につき3,550円</p>

	合以外の場合	
13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>1件につき3,650円</p> <p>1件につき2,550円</p> <p>略</p>
14 再試験手数料	<p>(1) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>1件につき3,050円</p> <p>1件につき2,050円</p> <p>1件につき3,000円</p>

	イ 略 (3) 略	略
15 免許証交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 ア 一の種類に係る免許証を交付する場合 イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (2) 略	1件につき <u>2,100円</u>  2,100円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額  略
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>3,650円</u>  略
17 免許証更新手数料	(1) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,550円</u>  1件につき <u>2,550円</u>
18 略		
19 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) 略	1件につき <u>3,350円</u>  略
20 略		

	イ 略 (3) 略	略
15 免許証交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 ア 一の種類に係る免許証を交付する場合 イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (2) 略	1件につき <u>1,650円</u>  1,650円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額  略
16 免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 略	1件につき <u>3,200円</u>  略
17 免許証更新手数料	(1) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,100円</u>  1件につき <u>2,100円</u>
18 略		
19 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) 略	1件につき <u>2,800円</u>  略
20 略		

21 技能検定員審査手数料	<p>(1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査</u>（以下この表において「技能検定員審査」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</u></p> <p>(4) <u>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査</u>で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>1件につき<u>24,700円</u></p> <p>略</p> <p>1件につき<u>14,100円</u></p> <p>1件につき<u>22,450円</u></p>
22 略		
23 教習指導員審査手数料	<p>(1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査</u>（以下この表において「教習指導員審査」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</u></p> <p>(4) <u>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種</u></p>	<p>1件につき<u>15,650円</u></p> <p>略</p> <p>1件につき<u>9,500円</u></p> <p>1件につき<u>13,300円</u></p>

21 技能検定員審査手数料	<p>(1) <u>特定第一種運転免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査</u>（以下この表において「技能検定員審査」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査</u>で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>1件につき<u>14,750円</u></p> <p>略</p> <p>1件につき<u>22,050円</u></p>
22 略		
23 教習指導員審査手数料	<p>(1) <u>特定第一種運転免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査</u>（以下この表において「教習指導員審査」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審</u></p>	<p>1件につき<u>9,850円</u></p> <p>略</p> <p>1件につき<u>12,550円</u></p>

	免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
24・25 略		
26 講習手数料	(1)～(3) 略 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 イ 普通自動車免許に係る講習 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 普通自動二輪車免許に係る講習 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 (7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習 (8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習 (9) 略	略 1時間につき4,700円 1時間につき2,450円 1時間につき4,200円 1時間につき4,100円 1時間につき1,350円 1時間につき3,150円 1時間につき1,200円 略

	査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
24・25 略		
26 講習手数料	(1)～(3) 略 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 (7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習 (8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習 (9) 法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習 (10) 略	略 1時間につき2,450円 1時間につき4,200円 1時間につき4,100円 1時間につき1,200円 1時間につき1,350円 1時間につき3,400円 略

(10) 略	
ア 略	略
イ～エ 略	略
(11)～(13) 略	略
27・28 略	

備考

- 1 略
- 2 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 法第108条の28第4項に規定	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円

(11) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
ア 普通自動車免許に係る講習	略
イ～エ 略	略
(12)～(14) 略	略
27・28 略	

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、21の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	8,250円
3 法第108条の28第4項に規定	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円



する教則の内容 となっている事 項	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,150円
4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	大型自動車免許又は中型自動 車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実 施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動 車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	大型自動車免許又は中型自動 車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,000円
	大型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査	3,200円
7 道路運送法（ 昭和26年法律第 183号）第2条 第3項に規定す る旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第2 条第1項に規定	大型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査	2,750円

する教則の内容 となっている事 項	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,900円
4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,900円
5 技能検定の実 施に関する知識	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	1,950円
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	特定第一種運転免許に係る技 能検定員審査	2,050円
	普通自動車免許に係る技能検 定員審査	2,000円
	大型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査	3,300円
7 道路運送法（ 昭和26年法律第 183号）第2条 第3項に規定す る旅客自動車運 送事業及び自動 車運転代行業の 業務の適正化に 関する法律第2 条第1項に規定	大型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査	2,850円

する自動車運転  
代行業に関する  
法令についての  
知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、21の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、21の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	<u>大型自動車免許又は中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	<u>4,450円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	<u>特定第一種運転免許</u> に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	大型自動車第二種免許等に係	<u>4,800円</u>

する自動車運転  
代行業に関する  
法令についての  
知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、21の項に定める額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,150円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,150円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、21の項に定める額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

- 3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	<u>特定第一種運転免許</u> に係る教習指導員審査	<u>1,450円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	大型自動車第二種免許等に係	<u>4,900円</u>

	る教習指導員審査	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円

	る教習指導員審査	
2 技能教習に必要な教習の技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円

7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円
--	-----------------------	--------

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,850円
--	-----------------------	--------

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,000円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。

別表第11 (第2条関係)

種 別	金 額
1 遺失届出証明・盗難届出証明手数料	1件につき400円

別表第11 (第2条関係)

種 別	金 額
1 遺失届出証明・盗難届出証明手数料	1件につき300円

2 犯罪経歴証明手数料

1 件につき400円

2 犯罪経歴証明手数料

1 件につき300円

## 第2

改正後	改正前								
<p>(手数料の額) 第2条 略</p> <p>(1)～(10) 略 (11) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務 別表第11</u> (12) <u>前各号に掲げる事務以外の事務 別表第12</u></p> <p>別表第10（第2条関係） 略</p> <p>別表第11（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>探偵業届出証明書交付手数料</u></td> <td>1 件につき3,600円</td> </tr> <tr> <td>2 <u>探偵業変更届出証明書交付手数料</u></td> <td>1 件につき1,500円</td> </tr> <tr> <td>3 <u>探偵業届出証明書再交付手数料</u></td> <td>1 件につき1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第12（第2条関係） 略</p>	種 別	金 額	1 <u>探偵業届出証明書交付手数料</u>	1 件につき3,600円	2 <u>探偵業変更届出証明書交付手数料</u>	1 件につき1,500円	3 <u>探偵業届出証明書再交付手数料</u>	1 件につき1,000円	<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>前各号に掲げる事務以外の事務 別表第11</u></p> <p>別表第10（第2条関係） 略</p> <p>別表第11（第2条関係） 略</p>
種 別	金 額								
1 <u>探偵業届出証明書交付手数料</u>	1 件につき3,600円								
2 <u>探偵業変更届出証明書交付手数料</u>	1 件につき1,500円								
3 <u>探偵業届出証明書再交付手数料</u>	1 件につき1,000円								

## 附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1の表中別表第11の改正規定 平成19年4月1日
- (2) 第2の表の改正部分 平成19年6月1日
- (3) 第1の表中別表第7の改正規定（次号に掲げる規定を除く。）及び次項の規定 平成19年6月2日
- (4) 第1の表中別表第7の15の項から17の項までの改正規定 平成20年1月4日

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第14条に規定する者に対する第1の表の改正部分による改正後の香川県警察関係手数料条例別表第7の規定の適用については、同表14の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自

動車」と、同表26の項(10)ア中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。